

最初に、議席12番、内海和子君。

〔12番 内海和子君登壇〕

○12番（内海和子君） 皆様、おはようございます。きょうは足元の悪いところ、傍聴者の皆様には、ようこそおいでくださいました。

12番、内海和子でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問いたします。

例年になく暑い夏が過ぎ、体調を崩された方もいらっしゃるのではないかと気になるところでございます。気候変動の影響は、世界的規模のようです。この暑さにも負けず、国会周辺では毎週のように安保法制反対の集会が開かれています。先日の国会前での総がかり行動では、全国で100万とも言われています。その様子は、既に各メディアで紹介されていますので、皆様も目にしたことは思います。

それは1960年代の安保闘争を思い出すものです。あのときは学生運動が盛んで、当時、社会人としてスタートしたばかりの私も、通行人であっただけですが、催涙ガスを浴びたことがありました。当時は私も政治には無関心でした。

あれから半世紀の時を経て、今回の運動は、あのような闘争的なものではなく、一般市民が参加しているということが特徴です。特に無関心と言われていた学生や若い母親たちが、その主流を占めているのを見ますと、大変な問題がはらんでいるのだなと感じます。私たちは政治に無関心ではあっても、政治に無関係ではありません。平穏な日常は、安定した政治のもとにこそあるのです。政治のあり方によっては、国の形も個人の人生も変わってしまいます。その意味では、政治に関心を持ち続けることが大事であることをこの運動は教えてくれているのではないのでしょうか。彼らの思惑どおりとはいかず、法整備は着々とされていますが、ここから、この問題から政治に関心を持つ住民がふえていくことによって、真に民主主義が成熟していくのではないのでしょうか。

こんな中での境町ですが、今回も住民目線で行政における事案をただしていきたいと考えますので、執行部の誠実なお答えをお願いいたします。

まず第1に、マイナンバー制度についてでございます。国の施策であるマイナンバー制度については、広報紙で取り上げていますが、説明が不十分ではないかということです。この制度については、個人情報容易に流れてしまうことが懸念されています。もう少し丁寧な説明が必要ではないでしょうか。

2012年2月に閣議決定がなされ、さきの衆議院で改正法が可決されたこの個人識別番号法案あるいは共通番号法案と言われてもいるマイナンバー法ですが、この10月には各個人へ各自の番号が配付されます。1999年に住基ネット（住民基本台帳ネットワーク）が導入されるときは、住民懇談会のテーマとして取り上げ、各行政区で説明がされたものです。当時、議員になりたての私は、ほとんどの行政区へお邪魔して聞いております。このときは、まだ4項目、住所、氏名、生年月日、性別でありましたので、住民の方もそれほどの反対はなかったと記憶しています。

しかし、今回は、「広報さかい」の説明にもありましたが、官民間問わず自由に使用できますとあるとおり、法人も個人も番号づけされるということです。社会保障、税、災害対策時の行政手続が容易にできるとあります。また、誰の情報かわからなくすれば、企業が個人情報を同意なく外部に使用できるという個人情報保護法も同時に改正されました。たださえどこからかダイレクトメールが来てしまう現在の社会状況で、しかも瞬時に情報を得たり送ったりできるネット社会で、情報が漏れないなどとは到底言えないのではないのでしょうか。情報は必ず漏れることを想定して、厳しいセキュリティーや住民への周知徹底がされるべきと考えますが、対策はできているのでしょうか、お聞きします。

次に、教科書採択についてです。来年度から導入される中学校の新しい教科書の選定がされたと思いますが、どのような考えのもとに選定したのでしょうか。4年ごとに選定される教科書制度ですが、ことしは中学校の教科書ということで、私も教科書展示箇所に行ってみいました。たくさんの出版社がありますので、その全てを見るわけにはいきませんでした。大方の話題になっている教科書は見ることができました。これらの教科書に限らず、このごろの教科書はカラー写真などが多く、とても見やすく、興味をそそるものです。物語のように読んでいてもおもしろいと感じてしまいましたが、子供たちが見たらどうなるかとなると別の問題があります。

美しさやわかりやすさということよりも、例えば歴史は事実に忠実か、公民の記述は良識あるものかなど気になるところです。話題の出版社は確かに過大に歴史を評価したり、憲法などの解釈が違っていたり、あるいは歴史的的重大事件や事故を取り上げていなかったり、取り上げていても記述が不十分であったりと専門家でない私もちょっと首をかしげてしまいました。境町教育委員会としては、この教科書選定に当たっては上部の第11教科書センターで決められているものとは思いますが、どのようなになっているのかお聞きします。

以上2項目について、執行部の誠実なお答えを期待いたします。

○議長（倉持 功君） ただいまのマイナンバー制度導入についての質問に対する答弁を求めます。
総務部長。

〔総務部長 佐藤友久君登壇〕

○総務部長（佐藤友久君） おはようございます。それでは、内海議員のマイナンバー制度導入についての国の施策であるマイナンバー制度については広報紙で取り上げているが、説明が不十分ではないか。個人情報容易に流れてしまうことが懸念されている折、もう少し丁寧な説明が必要なのではないかとのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、マイナンバー制度については、本年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、日本国内の全住民に一人一人異なる12桁の個人番号が通知されます。この個人番号、すなわちマイナンバーは、税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報が、同一の人の情報かどうかを確認するもので、国や地方公共団体はこの法律の第9条に定められた雇用保険の資格取得や福祉分野の給付

に係る社会保障関係の手続、税務署に提出する確定申告書や給与支払報告書などの税務関係の手続、防災や災害対策に関する事務や被災者台帳の作成事務などの災害対策の利用範囲で活用することにより、スムーズな申告や申請が可能となり、住民サービスの向上につながると考えられております。

今後のスケジュールでございますが、本年10月には、外国人を含む住民票を有する全町民に個人番号通知カードが送付されます。また、来年1月には税の手続や社会保障の手続でマイナンバーの利用が開始され、希望者にはマイナンバーを記載した書類提出やさまざまな場面において本人確認として利用できる個人番号カードの交付も始まります。

また、平成29年1月には、個人ごとのポータルサイトの運用が開始され、マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認ができるようになります。さらに、平成29年7月には、地方公共団体も情報の連携を開始いたします。町民の皆様が心配していることは、情報漏えい、なりすまし、安全管理措置などの事案だと思っておりますが、まず気をつけることは個人番号をむやみに教えないことやコピーさせない、そしてしっかり保管するというを守っていただきたいと思っております。また、町としても、ほかに漏れないようガイドラインを遵守することや、なりすまし対策のため、利用時は必ず本人確認をするということ、システム等の情報セキュリティ対策を行うことなどの安全管理に努めます。

最後になりますが、マイナンバー制度の開始に当たり、国、県よりマイナンバー制度の事務処理や情報セキュリティについて毎日のように助言や情報が届いております。町ではそれらの情報を総務課が中心となって取りまとめ、町民向けのわかりやすいパンフレットを作成し、完成次第、各戸配布する予定でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 国の施策でありますので、今、説明いただきましたし、また今回、町の広報紙に載ったわけですけれども、これだけでは本当にわからなかったものですから、ちょっとお聞きしましたけれども、しかし昨今は毎日のように報道もされていまして、多分皆様も少しはわかってきているかなと思っておりますけれども、そういうものを見ない方もいらっしゃるし、もちろんホームページなどを見ない方もいるでしょうから、やはりきめ細かい説明というのが必要ではないかなと思っております。

そして、住基ネットのとき、あのときは本当に騒がれたのです。ですよね、やっぱり個人情報が出てしまうというようなことで。ですけれども、殊のほか、この町は静かでありましたので、すんなりといったと思っておりますが、しかし個人情報のカードの交付となると、多分少なかつたのではないかとと思うのですけれども、これは参考のために、住基ネットのときの交付状況はどうだったのか、最近はどうなのか、ちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長事務取扱総務部長。

○総務部長（佐藤友久君） それでは、議員さんのご質問にお答えいたします。

住基カードなのですが、保有者約600人でございます。そのうち毎年更新している件数が大体60件というような形になっております。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 600人が多いとは決して思えないのですけれども、そして毎年60件ということで、ただ身分証明書にはなるということで、そんな意味で、あるいは、あといろいろなところで住民票など取ることができるということで取っていらっしゃるのかもしれませんが、今回は、しかし4条法以外にいろんな意味で使われてしまう、加工してしまうと、ビッグデータというのですか、にするのだと思うのですけれども、そういうものに使われてしまうという、そういうことを容認させられるシステムになると思います。

そして、特に税金の未納がないようにということが一番の目的かなと思いますけれども、しかし本当に懸念されるのは、やっぱりセキュリティーで、この個人情報例えば漏れてしまったときどうするのか、それからなりすましです。一番なりすましで私ちょっと考えたのは、今回、ナンバーを送ってきますね、10月に。そして、それをもとに1月に正式にこちらから申し出てカードを発行してもらうことになるわけですが、そのときに写真を持ってきて多分申請するのかなと思いますが、写真持ってきて違う人の番号をもし持ってきた場合、これ完全になりすましになってしまうのかなと思うのです。そういうものはどうして見分けるのかとか、そういったことに関しての勉強はしていらっしゃるのですか。セキュリティーのことはちゃんとやっていらっしゃるのかどうか。これ本人が申し出るときに、本人が自分の顔を持ってきて、違う人の番号を持ってきたら、その人になりすましてできますよね。それすごく私懸念しました。そうしたら、それ一生使ってしまうわけですからね、その方は。ですので、セキュリティーどんなふうになっているかお願いします。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（関 久則君） ただいまの質問にお答えいたします。

なりすましについてですけれども、来年、28年1月1日から発行されます個人カードにつきましては、10月以降に発行されます通知カード及びその写真のついた免許証及びパスポート等を持参していただきまして、名前を確認しながら発行したいと思っております。その写真の証明書のない方につきましては、例えば年金受給証とか保険証とか、そういうものについて2点以上確認させていただきまして発行するようにしていきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 確かに私なんかも免許証がないので、本当に身分証明書がわりには使えるかなという思いはしておりますけれども、しかし限りなくなりすましが多いということは、外国の例などを見ていまして同じようなシステムがアメリカなどにあるらしいのですが、かなりなりすましの事故が起きていて、本当に損害は莫大ということもちょっとお聞きしていますので、その辺のところになると本当に怖いなという感じがするのです。ですので、ぜひ研修をしっかりとさせていただいて、セキュリティをちゃんとしていただきたいなと思います。

それから、企業に対してもいろいろとお知らせが来ていると思いますが、この企業の方に対しての周知というのはどうなっているのでしょうか、研修の日程とか何かあったようでしたけれども。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（大越喜浩君） ただいまの内海議員さんの質問にお答えしたいと思います。

今まで青色申告会や関税会、法人会などの総会のときに、この間、税務署から統括官を講師といたしまして研修会を開いております。また、この後、10月6日に商工会のほうが中心になりまして、また研修会を行う予定となっております。

以上です。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 本当に個人ももちろんですけれども、企業においても個人の番号を管理するわけですので、個人の方のモラルというものも大事なと思いますのでちょっとお聞きしました。それで、ネットで見ましたら、何か説明会が牛久とかなんかであると、あったのですか。ありましたけれども、そこに境町の企業の方はどのぐらい参加しているのかわかりましたら教えてください。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（佐藤友久君） それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

牛久のほうであった説明会なのですが、そちらに関しては県のほうで実施したものですから、ちょっとうちのほうでは実数のほうは把握しておりませんので、後日調べて報告したいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） いろいろな意味で、個人もですが、企業もそうしたナンバーを管理するということで、本当に大丈夫なのかなと素朴な疑問を抱いているものですので、ぜひセキュリティをちゃんとしていただく、それから説明もちゃんとしていただくということで。

チラシをつくるということをきのう、町長の報告の中でありましたけれども、それを配布するのはいつごろになるのですか。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） 皆さん，改めましておはようございます。そして，傍聴の皆様方におかれましては，多くの傍聴の皆様にご出席をいただきまして，まことにありがとうございます。

内海議員さんのマイナンバー制度，ここにおられる方も名前は聞いたことがあると思われま。皆さんのお手元にもちょっと町政報告，多分配らせていただいたと思うのですが，その中でも，やはり国民の5割の方が，マイナンバーと言われてわからないというような回答をされているという報道がされております。先ほどの住基ネットワーク，こちらについて，やはり住基ネットワークが失敗したのではないのかというような話もあって，多分ここにいる人の中でも住基ネットワークの住基カードを取られていない方がたくさんいるのではないのかなというふうに思っております。

そのような中で，このマイナンバーについては，アメリカのソーシャルセキュリティーナンバー，要は社会保障番号です。そちらを参考にしてつくられたということで，本来ならば内海議員さんの質問は，多分国会でやられるような高度な議論なのですけれども，やはり我々も一町民として，では境町でこのマイナンバーというのはどうなるのだろう，そういう説明責任はどのようなのですか，そういうセキュリティーはどのようなのですかという観点で聞かれているのだと思うのです。ですので，そのような観点からお答えをさせていただきますと，1つは，先ほどのアメリカの例がございました。多分なりすましの詐欺，こういったものが何十億ドルも発生したというような話だと思うのですけれども，根本的に違うのは，そのアメリカをまねしてはいるけれども，そのなりすまし事故が多かったために，保護等のセキュリティーが日本の場合は厳しくなっております。

これはドイツの場合だとかいろいろな場合はありますけれども，各国と比較した場合に，このセキュリティーというところに重点を置いてつくられているのが，今回のマイナンバーだという話で国のほうでは説明を受けております。私も直接国に質問したわけではないので，その辺はもしお会いしたときには，ぜひそういう話もしたいなとは思っておりますけれども，実際にだからそういう意味では，国のほうで万全のセキュリティーを期すようにという報告が来ておりまして，先ほども部長の報告の中で県と協議というのがございました。境町もセキュリティー上の脆弱性というか，弱いところ。弱いところが何点かありまして，それを今，改善をしているところであります。

それで，マイナンバーというのは，では何なのかと。五霞町などでは，各行政区に出前教室をやつて，マイナンバーというのはこういうのですよというのを今，全行政区でやったそうなのです。これは全国でも初のことで，モデル自治体としてマスコミでも取り上げられたりしている事例だそうあります。近隣にそういういい事例もありましたし，それから先ほど言われましたように，国民の5割が何だかわからない。でも，ナンバーは配られる。では，そのナンバーはどう使うのだろう。きのう

のニュースなんかだと、消費税が今度10%に上がるときに、マイナンバーを持っていないと還元がされないよと、そんなE T Cみたいな話も出てまいりましたよね。要は、国のほうは躍起でマイナンバーを普及させたいということなのです。では、住民生活で何かいいことはないのかと。マイナンバー配られた。なりすましとか危険なこともある。例えば、今度は私たちの税金だとか全ての情報が国に蓄積されてしまうのです。

例えば、今まで申告していなかった職種の方がいますよね。例えば、夜のお仕事の方とかで、給料はもらっているけれども、それを申告はしていなかったなんていう人も、今度は企業間でマイナンバーをつけなくてはならないので、そのマイナンバーを持って申告をしなくてはならない。もらっているほうも、では幾らもらっているとわかってしまうわけです。なので、税金を取るような仕組み、これが実はマイナンバーの一番最もたるところなのです。

その後、いろんなことが出てきて、今度は企業間という話がありましたけれども、企業と企業が契約するときにもマイナンバーが必要になるそうです。ですので、マイナンバーを企業に教えずにはならない。そういうことになっていきますので、ではそのナンバーを利用したなりすましとか、悪用されたらどうするのだ、この部分が一番重要になってくるのではないかなというふうにも思っております。そういった中で1,718市町村ありますけれども、各小さな自治体から、例えば大宮とかさいたまとか千葉市のような大きな自治体では、I T情報の専門家のギャップというものがございます。やはり大きな自治体というのは、そういう専門家を抱えておりますので、そういうセキュリティーも強固なのです。やっぱり我々のような小さい自治体になりますと、そういう職員を独自に抱えるというのは、本当は難しくなるのです。

ですので、今回、先ほど町政報告でも言いましたけれども、10月1日の即戦力職員の中には、マイナンバーもそのままやっただけとか、セキュリティーやっただけ、それからシステム開発もやっただけ、そういう職員を2名ほど取りましたので、そのような方々と10月1日からはセキュリティーについてしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、ご報告を申し上げます。

なお、ちょっと身近な話で皆様方に恩恵がある点としましては、このマイナンバー制度の導入のときに、住民票を取れるとかいろいろありますよね、戸籍が取れるとかいろいろコンビニで取れるところ。その制度が単独でやったのだと、もう1,000万近くかかるのかな、境町でも。それが半額ぐらいで導入ができるというようなメリットもあって、マイナンバーのときに、そういったことを導入することによって、セブンイレブンだとかファミリーマートとかローソンで住民票がとれるというようなことにもなっていくので、悪い部分だけではなくて、いい部分も含めて住民の皆様には周知を徹底させていく必要はあるというふうに考えておりますし、その点で境町は若干遅れているのではないかなということがありましたので、今後、私のほうで先ほどチラシという話もありましたけれども、住民の皆さんにマイナンバーはこういう制度ですよ、こういうとき使ってください。そして、危険性

としてはこういう部分がありますよという部分を住民の皆様にも周知徹底をしていこうというふうを考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、いつごろチラシという形ですけれども、早ければ早いほどいいに越したことはないのですが、中身が問題ですよね。先ほど部長に聞いたら、今月末にはつくって配りたいのだと言っていましたけれども、やはり中身をしっかりとさせたいと思っているので、10月1日にその職員来ますから、やはりそういった職員にも見せて、しっかりとこれでどうなのだと、わかりやすいかどうかです。役場の答弁は、皆さん聞いていて、わかりづらいですよね。何が何%とか、何がどうのこうのとか、そうではなくて、やはり住民の皆さんが見て、ああ、こういう制度なのだ、こうなのだ、わかりやすいねと言われるような、そういうチラシをつくって配布をしたいと思っておりますので、今月末と言わずに、ちょっとできるだけ早いうちに配りたいとは思っておりますけれども、その辺はご理解をいただきたいと思うとともに、できましたら議会の皆さんにちょっと全協でも開いて、こういう形でできましたということで報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、ご質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） よくわかったのですが、チラシと私も言ってしまいましたが、説明書ですか。それはやはり住基ネットのときのように全戸に配布するのはもちろんですが、説明会みたいなのを特に開く予定はないのですね。懇談会とか何かのついでにやってもいいのかなという気もしましたが、やっぱり渡すだけでなく、直に説明して、質問などあったら聞いたほうが、より浸透していくのではないかなと思います。もちろん新聞など見ていけば大体のことはわかるのですが、細かい部分は多分わからないのではないかなと思いますので、その辺もし何かそういった機会があるのでしたら、そのときに配布して、説明もしてというふうにしていただけると、より周知徹底できるのではないかなと思いますので、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） 内海議員さんの質問にお答えをいたしますが、おっしゃるとおりなのですが、基本的にそういうことができるのか。要はわざわざ集まってもらって説明をするということが、余りわざわざ集めるというのが好きではないものですから、本当は3月にいつも行政区の総会なんかもやらせていただいているときに出させてもらっていて、56ある行政区で26年度は33ぐらいだったのかな、ことは39ぐらいの行政区でやらせていただいて、そのような際にいろいろ資料を配らせていただいているのですが、もし間に合わなければ、そういった際には必ずそういうことをやりたいなというのがありますし、あとはマイナンバーについてもちょっと区長会の皆さんと相談しながら、ぜひやってもらいたいというような話があるのであれば、その辺も区長会とも相談をしながら

やっていたらなというふうには思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 質問ではありませんけれども、今おっしゃられたように周知徹底をお願いしたいと思います。そして、やはりセキュリティーの点では、より厳しくしていただければ。そのエキスパートの職員が入られることを期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。この件は、これで結構です。

○議長（倉持 功君） これでマイナンバー制度導入についての質問を終わります。

次に、教科書採択についての質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 増田雅一君登壇〕

○教育長（増田雅一君） おはようございます。続きまして、内海議員の2項目め、教科書採択について、来年度から導入される中学校の新しい教科書の選定がされたと思うが、どのような考えのもとに選定したのかとのお質問にお答えをいたします。

教科書採択につきましては、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会及びその他の採択者の判断と責任により綿密な調査研究に基づき適切に行われることが必要とされております。また、調査研究に関しましては、必要な専門性を有し、公平公正に教科書の調査研究を行うことのできる調査委員を選任し、教科ごとに適切な数を配置し、調査研究に当たる必要がございます。

茨城県におきましては、教科書選定に関しまして、茨城県教育委員会で設定いたしました11地区の教科書選定協議会が設置されております。県内の市町村教育委員会単独での選定は、調査研究に関する専門調査員を適正数確保することが困難なことから、県内地区教科書選定協議会ごとに教科書選定を行っているところでございます。当町におきましては、第11地区教科用図書選定協議会に属しておりまして、構成市町といたしましては古河市、坂東市、常総市、五霞町、境町となっております。さらに、選定協議会規約に基づきまして調査委員会を設置いたします。各市町から該当教科の教員免許を持つおおむね五十数名の調査員が教科用図書の内容について、児童生徒がより理解しやすいものであるかどうか調査研究を行ってまいりました。その調査結果に基づきまして、第11採択地区教科用図書選定協議会で選定したものでございます。

境町教育委員会といたしましては、第11採択地区教科用図書選定協議会からの選定結果を尊重いたしまして、採択地区内で学習に差異の出ないように、選定結果通知のとおり、教科用図書を教育委員会7月定例会において決定したところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 4年に1度ということで、私、前回は、何か小学校の選定のときにも、この辺ですと岩井です。教科書の展示会が岩井の分庁舎であったのですけれども、お邪魔してちょっと拝見したりしてまいりました。時々行っておりますけれども、その選定のときに、もちろん決まってしまうことをただこちらで承認するということになっておりますから、それはそれでいいのですけれども、例えばこの町の教育委員の方とか、あるいは現場の先生方などは、そういう教科書の選定の展示会には行かれていますでしょうか。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（増田雅一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回、坂東市が事務局となりまして選定協議会を開いているわけですが、坂東市の猿島庁舎内に教科書センターということで選定する教科書が全てそろって展示されていたところでございます。選定協議会委員につきましては、選定協議会、そのとなりで実施しておりましたので、そこで実際に見てきたところでございます。ただ、非常に多い。全ての数でございますので、なかなか全部というわけにいかなかったというような事実はございます。また、選定委員の専門委員の先生方につきましては、トータル3日間、全ての教科書に目を通し、それぞれがどれがいいのかというようなことを3日間をかけて実施していたというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） その展示会、教育委員の方もいらっしゃっていたというふうに理解していいのですね。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（増田雅一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

選定協議会の委員につきましては、各市町の教育長及び教育委員が委員となっておりますので、そこで見えたということでございます。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） ですので、境町の教育委員の方はごらんになっているのかなということを聞いているのですけれども、選定委員の方は、調査委員ですか、調査委員の方はもちろんごらんになっていると思いますけれども、実際には境町の教育委員の方は5人いらっしゃると思うのですけれども、見に行かれていますのかどうかをちょっとお聞きしております。

○議長（倉持 功君） 教育長。

○教育長（増田雅一君） 今のご質問でございますが、選定委員の中に教育委員さんは1名だけ加わっておりますので、あと残り3名につきましては、ちょっとこちらでは把握していないところでございますが、教科書選定につきましては教育委員会の中でも十分話し合っており、現物を見たりしているところはございますので、あわせて申し添えておきます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 教科書もごらんになっているということですが、その中の、それでは教育委員さんの間の中で、どの教科書がいいとか悪いとか、そういうお話はされたのでしょうかということで、町が主体で選ぶことはできないということなのですか、そういったような何か境町独自の考えがあって話がどういうふうになったのか、ちょっとそれ教えていただくとありがたいのですけれども。例えば、話題になっているところの教科書はどうだったかとか、あとほかにもうちょっといいのがあったのではないかと、大体今、ちょっと拝見していると、ほとんどほぼ毎年同じ、多分教育出版とか、帝国書院とか、そういうところをしておりますので、その辺のところはどうだったのかお聞きします。私、新しいところがいいとは決して思っておりませんが、どういう論議がされたかちょっとお尋ねします。

○議長（倉持 功君） 教育長。

○教育長（増田雅一君） ただいのご質問についてお答えをいたします。

教科書選定につきましては、さまざま選定協議会からの選定結果をもとにやったわけでございますけれども、教科書につきましてはいろいろご議論があったところでございますけれども、全て検定を通った教科書でございますので、なるべく子供たちが使いやすい、それから現場の先生からも教えやすい、子供たちが理解しやすいというような観点で選んだところでございます。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 私は、現場の先生方の意見がちょっとどうなのかなというのが気になって今聞いているわけなのですが、やはり実際に教えるのは本当に現場の先生かと思っておりますので、その先生方の意見は、もちろん一人二人は調査委員の中に入っているものとは思いますが、5人の教育委員の方が協議して、境町なりの教育方針みたいなものを持っておられると思っておりますので、その辺のところ独自に採択するということとはできないのですか。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） 内海議員さんの教育部門ではありますけれども、今般、皆様もご承知のとおり

り、教育委員会が、教育長を初め町執行部、要は町長の下になるという形で変わりましたので、そういう意味で答えさせていただきますと、教育委員さん、例えば今言われたように、境町のピラミッドは教育委員さんで相談をしたことが教育委員会に行って、学校に行っているかという、若干そうではないのではないかなというのを感じております。前回は準備会という、第1回の教育総合会議をやったのですけれども、その中でもいろいろな苦言は提示をさせていただきました。

今後、内海さんが言わんとするところは、独自のものを採用できないのかとか、何か町として教育の教科書で考えがないのかということなのでしょうけれども、基本的にこの11地区、11地区というのは境と坂東と常総、古河、五霞かな、この地区で選ばれた教科書で、坂東市なんかは逆に県内でも、教科は言えないですけれども、かなり上位のほうまで今伸ばしているのですね、ことしと去年で。です。教科書に問題があるというのではなく、やはり指導とか、教え方とか、学校方針とか、そういったことをしっかりしていくことによって、今の教科書がだめなのだとか、新しいのはどうだというのではなくて、しっかりとした教育はできるというふうに思っておりますので、ぜひ議員さんのほうでも何かこういうのも見たらいいのではないですかという提案はいいですけれども、どういう議論をしたのですかとか、教育についてどういう方針なのですかということよりも、まだしっかりとした、やはり教育というのは人をつくることであり、人がまちをつくるというふうに思っておりますので、一番大切な部分だというふうには町としても考えておりますので、その辺はご理解をいただいて、ご質問いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 町長のおっしゃるとおりで、これからは町の教育も町長の思うところの理念に従ってなっていくかなという思いもしますので、ぜひお願いしたい。

それから、教科書がどうであれ、確かに教える先生が一番問題だと思いますので、そのところもしっかりお願いしたいと思います。

それで、ちょっとつけ加えますけれども、私が教科書を見た感想なのですけれども、確かに先ほども申し上げましたけれども、育鵬社というところの公民と歴史というのが、私から見ても、例えば公民のところなんかは、男女共同参画の理念がちょっと違っているとか、あるいは少年法への考え方がちょっと不十分とかあります。それから、自由社というところも、天皇陛下のことを余りにも神格化し過ぎるとかありました。

それから、私がいいかなと思ったのは学び舎というところなのですけれども、これは戦争の記述とか、あるいは3.11の事故とかなどの記述がとても素直に書いてありまして、アジアの記述なども忠実に書かれていて、何かとてもいいかなと思えました。これは私の感想ですけれども、例えばそういうこともありましたので、特にもし選べればいいかなという思いもありました。ただ、国の施策なので、多分できないのしょうと思っておりますけれども、いずれにしても先ほど町長もおっしゃいましたが、

教える教師の方のモラルとか考え方にもよりますので、そのところをしっかりと教育といいますか、研修です。先生方の研修というものをぜひよろしく願いして、この質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（倉持 功君） これで内海和子君の一般質問を終わります。